

カメラ付きハードトークンに関するワンタイムパスワード利用規定（みずほビジネスWEB）

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第2条 ワンタイムパスワードの利用 1. （略） 2. ワンタイムパスワードの各種申込は、当行所定の申込書により行うものとし、当行は申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該利用申込を正当なお客さまからの依頼とみなして受け付けます。 3. ～4. （略）	第2条 ワンタイムパスワードの利用 1. （略） 2. ワンタイムパスワードの各種申込は、「みずほビジネスWEB」カメラ付きハードトークン関連申込書により行うものとし、当行は申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該利用申込を正当なお客さまからの依頼とみなして受け付けます。 3. ～4. （略）
第4条 トークンの再発行等 1. トークンの紛失、破損、故障等があったときは、当行所定の申込書によりトークンの再発行の申込を行ってください。当行は、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該再発行申込を正当なお客さまからの依頼とみなして受け付け、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新しいトークン（以下、「新トークン」といいます。）を発送します。 2. ～4. （略）	第4条 トークンの再発行等 1. トークンの紛失、破損、故障等があったときは、「みずほビジネスWEB」カメラ付きハードトークン関連申込書によりトークンの再発行の申込を行ってください。当行は、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該再発行申込を正当なお客さまからの依頼とみなして受け付け、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新しいトークン（以下、「新トークン」といいます。）を発送します。 2. ～4. （略）
規定なし	第6条 規定の変更 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。
第6条 免責事項 （略）	第7条 免責事項 （略）